

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

2023/7/16

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経 費 項 目	調査研究費・研修費		
内 容	NPO 法人 YUNO どんぐりの会 年会費 (4月～6月分)		
年 月 日	令和5年7月16日	金 額	750 円

会の趣旨・ 目 的	広葉樹を植樹し保全管理する活動により、自然環境の保全を図り、水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与する
会の活動 内 容 等	・ 広葉樹林づくり ・ 広葉樹林、里山の啓発活動
政務活動・ 県政との 関 連 性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる

《領収書貼付枠》

会計年度が7月から翌年6月までのため、
今回は4月から6月までの3か月分を請求する。

3,000 円 × 3/12 か月 = 750 円

領収証 原本は 5 年 8 月 整理番号 8 - 2 添付

※ 添付書類：団体の会則・事業概要 その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	750 円	100%	750 円

参考

整理番号

8-2

支出証拠書(各種団体会費)

7/16

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	NPO法人 YUNO ひんがりの会 年会費(7月~3月分)		
年 月 日	23年7月16日~	年 月 日	金 額 22,500 円

会の趣旨・目的	広葉樹を植樹し保全管理する活動により、自然環境の保全を図り、水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与する
会の活動内容等	- 広葉樹林づくり - 広葉樹林、里山の啓発活動
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

会計年度 7月から6月までのため

今回 7月から3月までの分を請求する。

3000円 × 9/12月 = 2250円

(令和6年4月以降に 残金 750円 充当)

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかっている	2250 円	100 %	2250 円

領 収 証

四 本 康 久 様 No. 5-105

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税 (10%)

消費税 (8%)

内 税 額 計

7,300

RS YUNOどんぐりの会 会費

8,478

登録番号

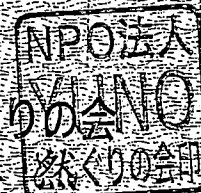
収入印紙

NPO法人

YUNO

どんぐりの会

会長 松 永 泰



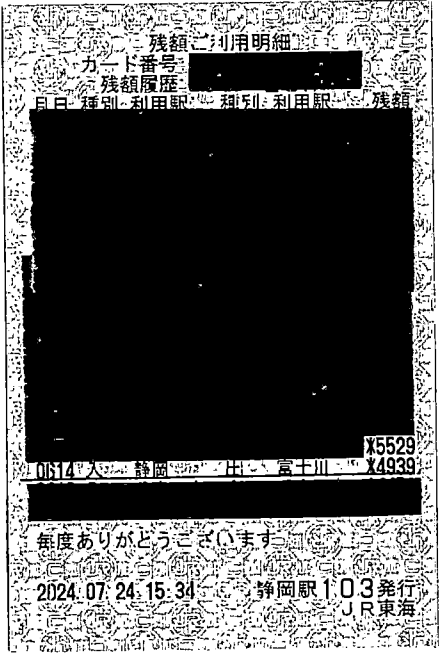
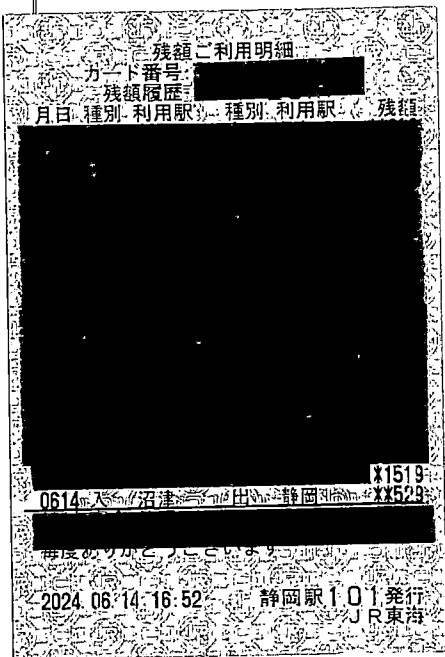
支出証拠書

6/14

(会派名・議員氏名 富士のくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 6 年 6 月 14 日	～令和 年 月 日	金 額 1580 円

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関 連 性 (該当項目に丸印)	・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
《領収書貼付枠》	



富士川駅東駐車場
富士市役所

令和 4 又 改正

精算機 #01 A 精算No.000115
発券機 #01 発券No.070945
入庫時刻 2024年 6月14日(金) 12:37
出庫時刻 2024年 6月14日(金) 17:36
駐車時間 4:59
駐車料金 A料金 400円
=====

合 計 400円
(内税10%対象額 400円)
現金領収額 400円
お預り 500円
お釣り 100円
またのご利用をお待ちしております。

富士市駐車場事業特別会計
登録番号 T3800020003527

経路は 富士川→静岡の 590円分充当

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1580 円	/	
		100 %	1580 円

支出証拠書

6/28

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内 容	事務所賃貸料 (7 月分)		
年 月 日	24 年 6 月 28 日 ~	年 月 日	金 額 31, 231 円

目 的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関 連 性	—

《領収書貼付枠》

2024-06-28	200	*62,000	ソウキョ カリアサヒケツセツ
2024-06-28	200	*462	振込手数料

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
		1/2	
	62, 462 円	%	31, 231 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・郵送料等諸費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代「月刊廃棄物 24年7月号」		
年月日	令和6年7月2日	令和 年 月 日	金額 2,095 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
06-07-02	23432	A93190011
取扱店	フジノミヤシヨウホク	
払込口座	00190-6	655183
払込金額	*1,943	料金 *152

振替受付票

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
(ゆうちょ銀行)

001906
655183
日経ビジネス株式会社
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
四本 康久 様
印刷部
株

入金額 *10,100
おつり *8,005

ゆうちょデビット 新規ご入会&
ご利用で現金500円プレゼント!

印紙税申告納付につき麹町
税務署承認済

案分の理由 全て政務活動にかかわるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,095 円	/	2,095 円
		100%	

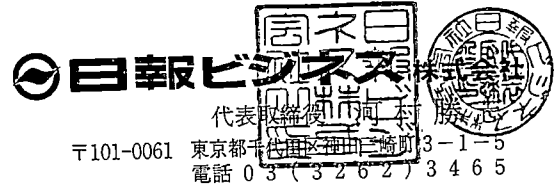
請求書

Page. 1

2024年 6月28日

〒418-0061
静岡県富士宮市北町13-3

四本 康久 様



〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-1-5
電話 03-(3262)3465

郵便振込口座 00190-6-655183
銀行口座 みずほ銀行 九段支店 当24257
口座名義 ニッポウビジネス (カ)
振込手数料は貴社にてご負担下さいませ、お願い申し上げます。
登録番号 T6-0100-0107-2305

お客様番号 : XXXXXXXXXX お問い合わせ番号 : XXXXXXXXXX
お支払い期限 : 24/08/27
● お買い上げ頂きまして誠に有り難うございます。下記の通りご請求申し上げます。
● 振込時、上記お客様番号(7ケタ)を入力願います、

お知らせ
銀行振込もご利用いただけます。

	郵便振込
	1,943円

					区分
3005 1	◆ 四本 康久 様分 月刊 廃棄物 2024年7月号 送料 内消費税等	1 1	部	1,843 100	1,843 100 (177)

区分 : 1, 売上 2, 返品 3, 商品値引 4, その他売上 5, 販促 6, 配送料 7, 代引手数料 8, 伝票値引

- お支払期限までに銀行・郵便局で払い込み下さい。
- 銀行振込をご利用のお客様は下記払込用紙はご使用できません。

適用税率は10%です

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料		
年 月 日	令和 6 年 7 月 5 日～令和 年 月 日	金 額	25,423 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____

《領収書貼付枠》

月額リース料（60,720 円）からカーナビ・ドライブレコーダー等の対象外経費を除いた
50,847 円の 1／2 相当額を充当する。

(6 年 4 月 整理番号 4－8 参照)

624-07-05 | 200 | *60,720 | トヨタセンチュリー(カ

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	50,847 円	1／2 %	25,423 円

〒 418-0061

静岡県 富士宮市
北町
13-3

四本康久 様

登録番号: T8010401059346



日本カーシェアリング株式会社



〒 420-0853

静岡県 静岡市葵区
追手町
8-1 日土地静岡ビル6F



K015A0001042YA001042

部署 静岡支店営業チーム
電話 054-205-2641
担当

2024 年 6 月 17 日

口座振替通知書

請求書№. 54F53883
請求先コード

今回御請求額	お支払期日	お支払方法
¥60,720	2024 年 7 月 5 日	口座振替
内リース料等 55,200		
内消費税等 5,520		

金融機関名	
支店名	
種目・口座	

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ: 1

契約番号	開始日	回数	総数	ご請求明細	金額(円)	内消費税(円)	税率(%)	備考
	220621	26	48	リース料 6/7分	60720	5520	100	
				リース 消費税 10% 計	60720	5520		
				税率別計 消費税 10% 計	60720	5520		
					60720	5520		55200 (税抜)

仕入控除にはお支払明細書又はご利用明細をご覧ください。

ページ小計-->



請求件数 1 件

口座引落は、東京センチュリーもしくはセンチュリー（センチュリーリース）名で引き落としさせていただきます。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料（日本教育新聞）		
年 月 日	令和 6 年 7 月 8 日～令和 年 月 日	金 額	2,750 円

目 的	県政・社会情勢に関する情報収集
使 途	24年 7 月 購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする
＜領収書貼付枠＞	
06-07-08 100 *2,750 SMBC(三井住友銀行)	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,750 円	/	2,750 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和6年7月12日～令和 年 月 日	金 額	2120 円

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関 連 性 (該当項目に丸印)	・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ○ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。

利 用 証 明 書

 **NEXCO**
中日本

NEXCO中日本お客さまセンター
0120-922-229
登録番号：T4180001056169

料金所(自) 新富士
料金所(至) 新静岡
24年 7月12日 14時23分

通行料金 ￥1,060-

(ETCクレジット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A23407-123014-937339 (確)
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。
利 用 証 明 書

 **NEXCO**
中日本

NEXCO中日本お客さまセンター
0120-922-229
登録番号：T4180001056169

料金所(自) 新静岡
料金所(至) 新富士
24年 7月12日 19時51分

通行料金 ￥1,060-

(ETCクレジット) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号
A23407-123014-937933 (確)
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

046

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	100 %	2120 円

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	NPO 法人 YUNO どんぐりの会 年会費 (7月～3月分)		
年 月 日	令和 6 年 7 月 14 日	金 額	2,250 円

会の趣旨・ 目 的	広葉樹を植樹し保全管理する活動により、自然環境の保全を図り、水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与する
会の活動 内 容 等	・ 広葉樹林づくり ・ 広葉樹林、里山の啓発活動
政務活動・ 県政との 関 連 性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる

《領収書貼付枠》

会計年度が7月から翌年6月までのため、
今回は7月から3月までの9か月分を請求する。

3,000 円 × 9/12 か月 = 2,250 円

(令和 7 年4月以降、残金750円を充当する)

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款・議事録)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,250 円	100%	2,250 円

領 収 証

四 本 康 久

様 No. 6-106

★

73,000-

内 訳

現 金

小切手

手形

消費税(10%)

消費税(8%)

内税額計

但 R6分 YUNOどんぐりの会 会費

6 年 7 月 14 日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

NPO法人

YUNO どんぐりの会

会長 松 永 泰



特定非営利活動法人YUNOどんぐりの会定款



第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人YUNOどんぐりの会という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を、静岡県富士宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広葉樹を植樹し保全管理する活動により、富士宮市の柚野地域を中心に自然環境の保全を図り、地域住民や全国からこの地に訪れる人々に寛ぎの場を提供し、自然と共生する優しい心を醸成することにより、社会に貢献することを目的とする。

さらに、水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次の活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 広葉樹林づくり

(2) 広葉樹林・里山の啓発活動

(3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は正会員をもって法上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。また、年度途中で入会する会員は、入会時に年会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(提出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の提出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、1人以上2人以下を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後

最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各一号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等により、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要し、理事の3分の2以上の承諾が得られるならばその限りでない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者等にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において決定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については内閣府 N P

〇法人ポータルサイトに掲載して行う。

第9章 事業部及び事務局

(事業部の設置)

第54条 この法人に、この法人の業務を処理するため、事業部を設置することができる。

2 事業部には、事業部長を置くことができる。

3 事業部長は、会長が任免する。

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

(組織及び運営)

第56条 事業部及び事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 細則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長	松永 泰然
副会長	高瀬 幹雄
理事	長谷川義教
理事	稲葉 信義
理事	佐野 尊司
理事	安藤 利夫
理事	篠原 雅博
理事	遠藤 進
理事	宮地 隆

理事	菅沼 隆行
理事	稲葉 誠
理事	野澤 和俊
理事	小林 秀実
監事	沼崎 三雄

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成28年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成28年6月30日までとする。

6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	3,000 円
(2) 正会員	団体	10,000 円

附則

この定款は平成29年7月2日から施行する。

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所電気代 (7 月分)		
年 月 日	令和 6 年 7 月 18 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	6144 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____
《領収書貼付枠》	

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12,288 円	1/2	6,144 円
		%	

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座 番号	00150	9	167	加入 者名	東京電力エナジーパートナー 株式会社
年 月 分	6-7	払 込 金 額	¥ 5 8 1 7	うち消費税等相当額 円	528
ご契約 4 kW	戸 数	90	ご使用量kWh	60	コード うち精算金額 円
ご使用期間 6月10日~ 7月 8日				お名前変更 月 日	
ご契約変更				月 日	
ご使 用 約 場 所 義	富士宮市 北町 15 番(地) 1 号 棟 号 ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様 お支払人氏名 ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様				
お 支 払 期 限 日			8月 8日		
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。					
地区番号	08	ご契約 種 別	低圧電力		
お客さま番号					
お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-001(代)				
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)					

○本領収証により集金員が収納することはありません。

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座 番号	00150	9	167	加入 者名	東京電力エナジーパートナー 株式会社
年 月 分	6-7	払 込 金 額	¥ 6 4 7 1	うち消費税等相当額 円	588
ご契約 40 A	戸 数	178	ご使用量kWh		コード うち精算金額 円
ご使用期間 6月10日~ 7月 8日				お名前変更 月 日	
ご契約変更				月 日	
ご使 用 約 場 所 義	富士宮市 北町 15 番(地) 1 号 棟 号 ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様 お支払人氏名 ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様				
お 支 払 期 限 日			8月 8日		
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。					
地区番号	08	ご契約 種 別	従量電灯 B		
お客さま番号					
お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-001(代)				
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)					

○本領収証により集金員が収納することはありません。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話使用料 (24年6月分)		
年 月 日	令和6年7月22日~令和 年 月 日	金 額	3417 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____

《領収書貼付枠》

支払金額 8595 円…①から
除外分 (ひかり de テレビ・ひかり電話オプション利用料A) 1,320 円+440 円=1,760 円…②を引く
(令和 6 年 4 月 整理番号 4-28 参照)

①-② = 6835 円 (政務活動費請求対象額)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	6,835 円	1/2	3417 円
		%	

postcard

発行番号 2020311400
発行日 2024年 7月22日

様
四本 康久

株式会社TOKAIケーブルネット
〒410-0053 沼津市沼津2-2-2
メテオビル2F

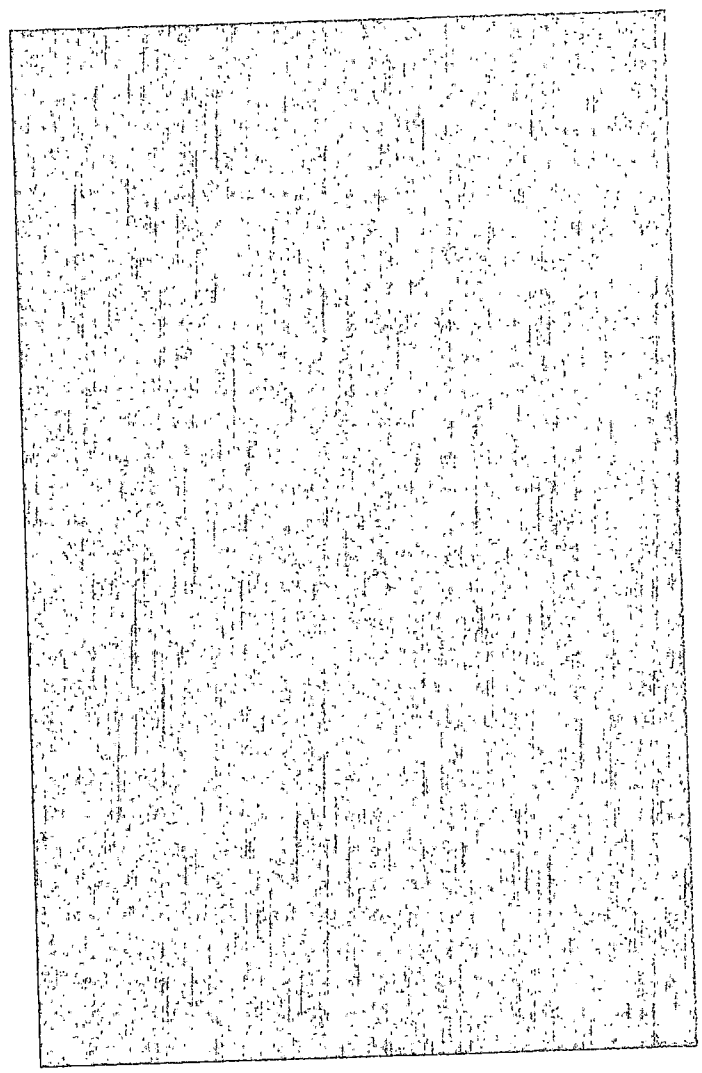
お問合せ先 0120-696-942

領収書

領収金額 ¥8,595

項目	金額
2024年6月分	¥8,595
※電話関係料金は前月利用分となります。	

但し、テレビ・インターネット・ひかり電話利用料として
上記の金額 2024年6月カード決済 にて正に領収致しました。



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料（静岡・朝日・岳南朝日・富士ニュース・農業新聞） 7 月分		
年 月 日	令和 6 年 7 月 25 日～令和 年 月 日	金 額	12,780 円

目 的	県政・社会情勢に関する情報収集
使 途	令和6年7月購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする
＜領収書貼付枠＞	
静岡新聞 3,300 円	
朝日新聞(静岡) 4,900 円	
岳南朝日新聞 977 円	
富士ニュース 980 円	
農業新聞 2,623 円	
合 計	12,780 円
06-07-25 100 *12,780 シンフンタイ	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	12,780 円	/	12,780 円
		100%	

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	9,760 円	100%	9,760 円

県外調査概要書

24年7月31日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 四本 康久

目的	原子力発電所及び水力発電所の現況調査
年月日	24年7月29日～24年7月30日
場所	新潟県 柏崎市、刈羽村 津南町
内容	1 行程 新潟市⇔柏崎市⇔刈羽村⇔津南町 2 応対者 東京電力労働組合 平田有毅支部長 3 聴取内容 ○東京電力柏崎刈羽原子力発電所及び信濃川水力発電所の施設見学及び地震・津波対策 ○東日本大震災以降の原子力発電所の取り組み状況 4 県政への反映 茨城県原子力発電所等、今後の動向の参考にしたい。

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

指針様式第1号

活 動 概 要 書 (会議・懇談会参加)

2024年7月29日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本康久

活 動 名	東京電力労働組合政治連盟静岡支部主催 東京電力柏崎刈羽原子力発電所及び信濃川水力発電所の施設見学			
活動概要	1 参加日時 2024年7月29日 2 場 所 あてま高原ベルナティオ コンベンションホール 3 参 加 者 東京電力労働組合政治連盟静岡支部会員等 約30名 4 内 容 東京電力労働組合政治連盟静岡支部が主催する東京電力柏崎刈羽原子力発電所及び信濃川水力発電所の施設見学及び地震や津波対策、東日本大震災以降の原子力発電所の取り組みについての視察に参加し、参加者と各発電所の現場における安全対策の取組や業務上の課題点などについて意見交換した。 ※ のため、案分率は、1/2・1/3・ / とする。 なお、飲食を伴う会議・懇談会の会費は、充当上限額を5,000円とする。			
経 費	項 目	政務活動費支出額	領収書番号	内 容
	参加費	5,000円	①	懇談会会費
	合 計	5,000円		
備 考	添付書類：無			

支出証拠書

(会派名・議員氏名・ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代：D-file 24年7月発行号 上・下		
年月日	令和6年7月31日～令和 年 月 日	金額	4950 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	※ 0 0 1 0 0 6	※ 通常払込 料金加入 者 負担
加入者名	※ イマジン出版株式会社	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 ※ ￥ 4 9 5 0	
ご依頼人	※ 静岡県富士宮市北町15-1 四本 康久 様	
料金	日 附 印 06-07-31 T501000111 2730 ユウチョ	
備考	現金扱 (23432)	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a) 4,950 円	案分率(b) / 100%	政務活動費支出額(a×b) 4,950 円
------------------------------	---------------------	------------------	--------------------------

四本 康久 様

下記の通り納品致します。

¥4,950

イマジン出版株式会社
代表取締役 片岡幸三
〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
登録番号 T3010001000788
TEL 03-3942-2520 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2024年7月発行号(6月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要	合 計	2	10%対象金額 4,500	10%消費税額 450 税込金額 4,950

四本 康久 様

下記の通り御請求申し上げます。

¥4,950

イマジン出版株式会社
代表取締役 片岡幸三
〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
登録番号 T3010001000788
TEL 03-3942-2520 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2024年7月発行号(6月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要	合 計	2	10%対象金額 4,500	10%消費税額 450 税込金額 4,950

振込口座 ミズホ銀行エトワパシ(フ)1327831イマジンシュツパン(カ)

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料（公明・聖教新聞） 7 月分		
年 月 日	令和 6 年 7 月 31 日～令和 年 月 日	金 額	3,821 円

目 的	県政・社会情勢に関する情報収集
使 途	令和 6 年 7 月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領 収 証

四本 康久 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 7 月分 (7/01～7/31) 領収日 7 月 31 日

領収金額 ¥3,821

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 3,821円 消費税 283円)
※は軽減税率対象品目です。

販売店

登録番号:T6810809785041

住 所 富士宮市上柚野12

TEL 0544-29-3501

FAX 0544-29-3503

お申込No.



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,821 円	/	3,821 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料 (しんぶん赤旗 日刊・日曜版)		
年 月 日	令和 6 年 7 月 31 日	～令和 年 月 日	金 額 4,487 円

目 的	県政、社会情勢に関する情報収集
使 途	24 年 7 月購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

四本康久 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 7 月分

4,487 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党東部地区委員会
〒410-0312 沼津市原698-1
TEL 055-968-7150
FAX 055-968-7155

8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日

7/31

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4,487 円	100%	4,487 円

支出証拠書（自動車燃料代）

【7月分】7/3/

（会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久）

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費		円× km / km	

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

○ 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 四本 康久

《領収書貼付枠》

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	27,162 円	50 %	13,581 円

EneJet ドトールコーヒー

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
登録番号:T2080101011309
2024/07/02(火)15:08

カード会員様

売上レギュラー
021000 ¥3250
19.58L @166.0 L-4 N-10
割引適用(021945)
5円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,250
(10%対象 ¥3,250)
内消費税 ¥295
合計 ¥3,250
お預かり ¥10000 お釣 ¥6750
上記にて領収書とさせていただきます
T*印:基本P
特別P
今回計

利用Tポイント
利用可能Tポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。

当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.2495 担当:0001
POS番号01
2024/07/02 釣銭伝票No.2744

おつり引換券
2024/07/02(火)15:08
釣銭金額 ¥6,750
2024/07/02 釣銭番号 2744

2802744067503



EneJet ドトールコーヒー

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
登録番号:T2080101011309
2024/07/07(日)20:19

Tカード会員様

売上レギュラー
021000 ¥4072
24.53L @166.0 L-4 N-10
割引適用(021945)
5円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,072
(10%対象 ¥4,072)
内消費税 ¥370
合計 ¥4,072
お預かり ¥5000 お釣 ¥928
上記にて領収書とさせていただきます
T*印:基本P
特別P
今回計

利用Tポイント
利用可能Tポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。

当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.9854 担当:0001
POS番号01
2024/07/07 釣銭伝票No.4188

おつり引換券
2024/07/07(日)20:19
釣銭金額 ¥928
2024/07/07 釣銭番号 4188

2804188009286



EneJet ドトールコーヒー

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
登録番号:T2080101011309
2024/07/11(木)20:04

Tカード会員様

売上レギュラー
021000 ¥3310
19.94L @166.0 L-6 N-16
割引適用(021945)
5円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,310
(10%対象 ¥3,310)
内消費税 ¥301
合計 ¥3,310
お預かり ¥5000 お釣 ¥1690
上記にて領収書とさせていただきます
T*印:基本P
特別P
今回計

利用Tポイント
利用可能Tポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。

当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.4008 担当:0001
POS番号01
2024/07/11 釣銭伝票No.4928

おつり引換券
2024/07/11(木)20:04
釣銭金額 ¥1,690
2024/07/11 釣銭番号 4928

2804928016901





(株) 吉字屋本店
セルフASK甲府南SS
山梨県甲府市
上今井町681-1
TEL:055-243-7771 SS:31330-33777
登録番号:T4090001000508

領収書

2024/07/16(火) 19:58 伝票No.5748
取引通番 1162

現金フリー

様
31330

012000 9411
レギュラーガソリン P04 ¥4190
数量 24.22L
単価 @173
(内ガソリン税 @53.8 ¥1303)

合計 ¥4,190

(内税分消費税 ¥381)
(内税10%対象 ¥4190)
(内税10%消費税 ¥381)

現金計 ¥4,190

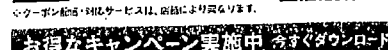
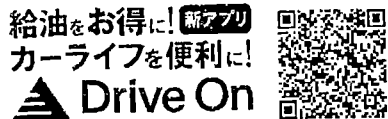
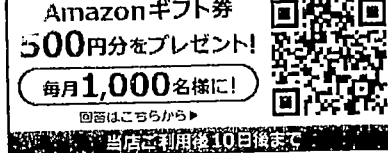
お預り ¥10,000

お釣り ¥5,810

4:0000000-0:0000000

係員 02
処理日付:2024/07/16 9411-9411

100取引
上記にて領収書に替えさせていただきます



領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
登録番号:T2080101011309
2024/07/20(土)17:19

Tカード会員 様

売上 Tカード会員
レギュラー
021000 ¥4150
25.00L @166.0 L-6 N-16
割引適用(021945)
5円/L.個 割引 済み

小計 ¥4,150
(10%対象 ¥4,150)
内消費税 ¥377
合計 ¥4,150

お預かり ¥10000 お釣り ¥5850

上記にて領収書とさせていただきます

Tカード:基本P P
特別P P
今回計 P

利用ポイント P
利用可能ポイント P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpに
てご確認ください。

当日給油レシートで
トータル単品ドリンク

1杯30円引き(セットを除く)

※当店の、発行当日のみ有効。

お1人様1回1枚の利用となります

No.5413 担当:0001

POS番号01

2024/07/20 釣銭伝票No.7332

おつり引換券

2024/07/20(土)17:19

釣銭金額 ¥5,850

2024/07/20 釣銭番号 7332

2807332058505



領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
登録番号:T2080101011309
2024/07/24(水)20:37

Tカード会員 様

売上 Tカード会員
レギュラー
021000 ¥4680
28.19L @166.0 L-4 N-10
割引適用(021945)
5円/L.個 割引 済み

小計 ¥4,680
(10%対象 ¥4,680)
内消費税 ¥425
合計 ¥4,680

お預かり ¥5000 お釣り ¥320

上記にて領収書とさせていただきます

Tカード:基本P P
特別P P
今回計 P

利用ポイント P
利用可能ポイント P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpに
てご確認ください。

当日給油レシートで
トータル単品ドリンク

1杯30円引き(セットを除く)

※当店の、発行当日のみ有効。

お1人様1回1枚の利用となります

No.1028 担当:0001

POS番号01

2024/07/24 釣銭伝票No.8381

おつり引換券

2024/07/24(水)20:37

釣銭金額 ¥320

2024/07/24 釣銭番号 8381

2808381003201



EneJet ドトールコーヒー

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
登録番号:T2080101011309
2024/07/31(水)16:38

Tカード会員様

売上 Tカード会員

レギュラー

021000 ¥3510

21.40L @164.0 L- 4 N-10

割引適用(021945)

5円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,510

(10%対象 ¥3,510

内消費税 ¥319)

合計 ¥3,510

お預かり ¥5000 お釣 ¥1490

上記にて領収書とさせていただきます

Tカード:基本P

特別P

今回計

利用Tポイント

利用可能Tポイント

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpに
てご確認下さい。

当日給油レシートで

ドトール単品ドリンク

1杯30円引き(セットを除く)

※当店のみ、発行当日のみ有効。

お1人様1回1枚の利用となります

No.0546 担当:0001

POS番号01

2024/07/31 釣銭伝票No.0408

おつり引換券

2024/07/31(水)16:38

釣銭金額 ¥1,490

2024/07/31 釣銭番号 0408

2800408014900



支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話使用料 (24 年 6 月分)		
年 月 日	令和 6 年 7 月 31 日～令和 年 月 日	金 額	3988 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____

《領収書貼付枠》

※支払合計額 8769 円 …①

※除外分【合計 720 円 (税込み 792 円)】…②

{	あんしんセキュリティ利用料	200 円
	ケータイ補償サービス	500 円
	あんしん遠隔サポート利用料	400 円
	あんしんパックモバイル割引	-380 円

※政務活動費請求対象額 = (①-②) = 7977 円

06-07-31 | 100 | *8,769 ト"コモ ケイタイ |

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	7,977 円	1/2	3988 円
		%	

(1 / 1 ページ) docomo

*** ユニバーサルサービス料について ***
ユニバーサルサービス料は、おまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から１番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（ＮＴＴ東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から１番号当たりの費用（番号単価）が公表されています。

支 出 証 拠 書

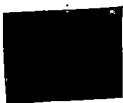
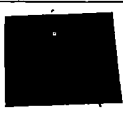
(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内 容	事務員の雇用 (7 月分)		
年 月 日	令和 6 年 7 月 1 日～ 令和 6 年 7 月 31 日	金 額	168,000 円

目 的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関 連 性	—
《領収書貼付枠》	

按分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	168,000 円	100%	168,000 円

※按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和6年	氏名	支払額	領収印
7月		30,000 円	
		48,000 円	
		30,000 円	
		36,000 円	
		24,000 円	

30 時間 × 1,000 円

48 時間 × 1,000 円

30 時間 × 1,000 円

36 時間 × 1,000 円

24 時間 × 1,000 円